

## ◇◆◇ 毎月勤労統計調査地方調査について ◇◆◇

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計であり、福井県における雇用・労働時間・給与の毎月の変動を明らかにする調査である。

### 2 調査の対象

この調査は日本産業分類でいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、サービス業（家事サービス業および外国公務を除く）に属していて、5人以上の常用労働者を雇用している民営、官営および公営の事業所のうち、厚生労働大臣の指定する約490の事業所が対象となっている。

### 3 主要調査事項の定義

#### (1) 現金給与額

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額で、「きままって支給する給与」と「特別に支払われた給与」を合計したものである。

「きままって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支給される給与のことで、「超過労働給与」を含む。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた協約や規則によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与のことである。

「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことで、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等が当てはまる。

「所定内給与」とは、「きままって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。

#### (2) 実労働時間

「総労働時間」とは労働者が実際に労働した時間のことであり、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休息时间や、いわゆる手持時間は含む。「総労働時間」は「所定内労働時間」と「所定外労働時間」を合計したものである。

「所定内労働時間」とは、労働協約や就業規則などであらかじめ就業すべきと定められた時間帯内の実労働時間のことである。

「所定外労働時間」とは、所定内労働時間以外の労働時間のことで、早出、残業、休日出勤、臨時の呼出しなどが当てはまる。

#### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が業務遂行のために事業所に出勤した日数のことで、有給であっても実際に出勤しない日は出勤日にならない。午前0時より午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

#### (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者、または、日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者のことである。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間または1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のことである。

### 4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するように復元して算定したものです。

#### 調査結果の公表

調査結果については、5人以上、30人以上および5人～29人規模区分ごとに集計しています。5人～29人規模区分の調査結果についても照会に応じます。